

遺族支援保険などに  
ご加入のみなさまへ

# 退職後も引き続き加入できる保険制度のご案内

在職時と同様に健康告知をすることなく団体保険扱いで、**退職後も引き続き継続できます!**  
不測の事態(死亡や疾病)に備え、引き続きご継続ください

- 「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」に退職日直前まで加入し、「遺族支援継続給付」・「医療保険」・「総合医療給付」・「三大習慣病保険」にも加入されている方は、これらの保険について団体保険扱い(スケールメリットによるお手頃な保険料)で継続加入することができます。

退職後の継続加入は任意のため、加入のご意向を確認させていただく必要があります。

今年度60歳に到達される方については、既に7月～8月にご案内しておりますが、早期退職の方や手続きが未了の方は、次の書類を提出してください。

- 「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」  
「遺族支援保険」等に加入されている場合は、退職月の末日までに、所属所の共済事務担当課に提出してください。なお、退職後引き続き再任用常時勤務職員(フルタイム)となる場合は、組合員期間が引き続くため、加入中の状態となりますが、申出書の提出は必要です。
- 「口座振替依頼書」  
ご退職後も引き続き加入される場合は、保険料の払込みが口座振替に変わるため、「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」と一緒に提出してください。

	遺族支援保険等 退職後取扱い申出書	口座振替依頼書	ご対応事項
提出状況	提出済	提出済	ご対応は不要です。
	提出済	未提出	継続加入を希望される場合は、「口座振替依頼書」を提出してください。
	未提出	未提出	「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」を提出してください。 継続加入を希望される場合は、「口座振替依頼書」も併せて提出してください。

**注意事項** 退職後も継続加入を希望された方のうち、「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」の合計保険金額が1,000万円超である場合は、2022年7月～8月のご案内時(退職後の翌年度の更新時)に「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」の合計保険金額を1,000万円以下となるよう手続きが必要です。

※継続加入を希望しない場合でも、「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」を退職月の末日までに必ず提出願います。

退職後制度へ移行(加入)する機会は、退職時の一回限りとなります。

84円切手をお貼りください。

7 3 0 0 0 3 6

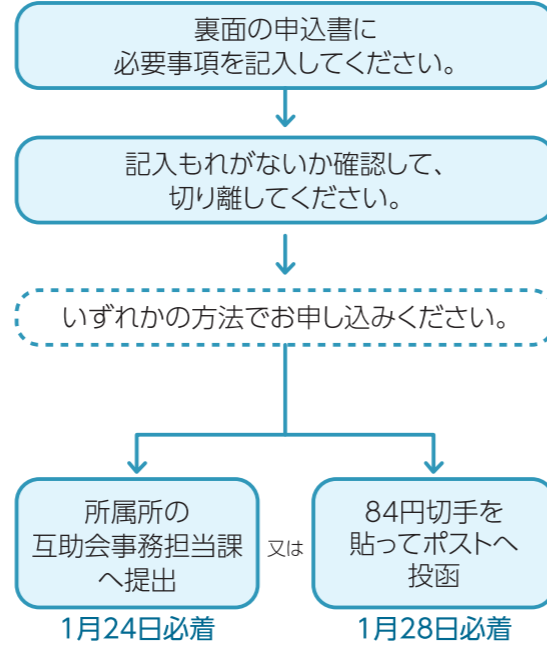
広島市中区袋町 3-17  
シンシヨービル7階

一般財団法人  
広島県市町村職員共済互助会 行

山折線

山折線

## 申込方法



会員名前

## 退職後制度図



お問い合わせ先 福祉課 ☎082-545-8886